

伊藤秀憲著『道元禪研究』

角田泰隆

一はじめに

著者伊藤秀憲氏は、代表的道元禪師研究者として衆目のみどめる研究者であり、その伊藤氏が、これまでの研究成果をまとめて世に問うた大著『道元禪研究』を上梓されたことは、同じく道元禪師の研究を専門とする筆者角田にとって、まことに喜びに耐えない。

筆者は本書に収録されている研究業績の多くについて、既にその内容を熟知し、またその恩恵に与っているが、あらためて一冊にまとめられたこれらの業績を手に取つてみると、同じ分野を専門とする者として、この研究を越えることは、伊藤氏自身によつて今後なされ得ても、筆者には難しいだろう、というのが率直な感想である。そんな筆者が、書評を書くということは、恐れ多いことでもあるが、本書の紹介を中心にして、これまで著者より賜つた学恩に少しでも報いよつと思う。

本書は、大きく、序論・本論・結論という構成になつてゐる。

序論では、本書の論題と道元禪師に対する呼称、またこれまでの道

元禪師研究の回顧と現況、その上に立つた著者の研究の目的と方法、また本書の研究の構成と意図について、簡潔にして充分な解説がなされ、著者の周到さとその綿密な研究姿勢を知ることができる。

書名の「道元禪」という言葉は、「道元禪師の禪」の意で、研究者等によつてよく用いられる。しかし、この言葉は、著者のみならず筆者も含めて道元禪師研究者が、用いることを躊躇する言葉でもある。著者も言つように、道元禪師の仏法は、禪師自身にとつて「仏祖祖正伝の仏法」であり、禪師はこれを「禪」とも「道元禪」とも「曹洞禪」とも言つていない。いや、「禪宗」とか「曹洞宗」とかの宗称を否定していることからすれば、特別な禪を思わせる「道元禪」という言葉は、禪師によつて認められるはずはない。このことを明示しつつ、著者は、

最近では、「如淨錄」の研究から、「道元禪は如淨禪の延長ではなく、如淨禪の日本的展開である」と言われる所以であるから、師の如淨の禪と弟子の道元禪師の禪とは、全く同じであるとは言えないのである。だから、禪師が説く仏法を、他と区別して論じる必要から、「仏祖祖正伝の仏法」であるとする禪師の意

に反することは十分承知しつつも、筆者は敢えて「道元禅」という呼称を用いたことにしたわけである。（一八頁、以下、本書については頁数のみ記す）

といふことで、「道元禅」という言葉を用いている。このことは、このよき理由からも、そして、学術書としての著書をまとめるためにも、適当なものであると思われる。

また、「道元禅」のみならず、「道元禅師」或いは「禅師」という言葉も、「禅宗」という呼称を否定している道元禅師に対して用いるべきではないという見解（袴谷憲昭「道元と本覚思想」（『師家養成所講義録』、一九九一年三月、曹洞宗宗務序刊）もあるが、著者は、そのよき見解を理解した上で、「歴史上の人物には尊称を用いないのが常である」（一九頁）としながらも、道元禅師の法孫である著者は「宗祖を呼び捨てにすることには抵抗を感じる」（一九頁）として、道元禅師という呼称を用いている。

これらについて敢えて序論において、四頁にわたつてことわることが、はたして必要であるのかと思われる読者もいるかもしれないが、筆者はここに、研究者でありかつ道元禅師の法孫である著者の立場を思うとともに、これらを敢えてことわるところに、その研究の綿密さと学的良心を感じる。

二 本書の特徴と基本的立場

さて、道元禅師の研究をする場合、「歴史的研究」と「書誌学的研究」と「思想的研究」がある。これは「伝記研究」「著作研究」「思想研究」と言い換えることもできるが、序論では、このそれぞれについて、これまでの研究と現況を概観している。これは、田中良昭編

『禪學研究入門』（大東出版社、一九九四年七月）に著者が分担執筆した部分に加筆したものであるが、これから道元禅師研究をするものが、基礎知識としてまず読むべきうつつけの概説である。

本書は、書名が示す通り、道元禅を解明しようとしたものである。道元禅といふと、道元禅師の禪風、禪の特徴と受け取られるであろうから、「思想研究」が中心であろうと思われるが、概観するかぎりでは、「道元禅の思想的研究」と題する本論第五章は、全体の五分の一の紙幅を裂いているに過ぎない。もちろん、他の章にも思想に関する部分があるので、それらを考慮したとしても、「思想研究」は半分に満たない。しかし、ここに本書の重要な特質と、存在意義があると考えられる。著者は言つ、

単に著作を通しての思想研究だけでは十分とは言えない。著作を通して思想を知る。これは大切なことであり、我々に残されているものは著作しかないのだから、著作を通してしかその思想をることはできない。しかし、道元禅師は十三世紀に半世紀余りを実際に生きた人物なのである。その時代社会、家庭環境、そのようなものが、思想に影響を与えないわけがない。そうした、思想を育んだ当時の時代というものを知ることによって、より深く思想を理解することができるであろう。そのためには、「歴史的研究」が必要となるのである。

また、著作を読む場合にも、より正確な資料によらなくてはならない。異本はないのか、『正法眼藏』のよきに編輯されたものであるならば、編輯の時期や意図についても知らなくてはならないであろう。道元禅師の著作と伝えられるもので、真偽がはつきりしないものは、はつきりさせなくてはならない。禅師

の著述でないものにもとづいてその思想を論じることは、まったく無意味であるというよりも、大きな過ちを犯したことになる。著作を読む場合にも、伝記類を読む場合においても、「書誌学的研究」が必要となってくる。(三四頁)

長い引用になってしまったが、ここに著者の研究の特徴と新しさがあると思われるのと、あえて挙げた。もちろん鏡島元隆博士はじめ、思想的研究の基礎として歴史的研究や書誌学的研究に力を注いだ学者はいる。しかし、著者はそれらの学者の研究を、さらに大きく前進させたことは間違いない。特に、伝記資料の研究や、著作の撰述・説示年時の研究など、著者にしてこそなされた綿密な研究であり、筆者ははじめ多くの後学がその恩恵に与っている。

筆者がこれから論を展開しようとする「道元禅研究」は、單なる思想的研究ではなく、歴史的研究、書誌学的研究をも視野に入れた、道元禅師の全体像を捉えようとする総合的研究であると考へる。(三五頁)

と言う通り、本書はまさに道元禅師の総合的研究である。ところで、本書には、鏡島元隆、河村孝道、水野弥穂子等の宗学者の名前が多く見受けられる。これらの宗学者の研究をふまえて、多くの研究が進められていることを意味する。また、袴谷憲昭、松本史朗、石井修道等の学者の名前も随所に登場する。本書の研究が、最近のこれらの学者の道元禅師研究に関わる新たな提言に対しても柔軟に対応し、積極的な議論を行つたものであることを示している。このこともまた、本書を紹介する上で、重要な点である。

三 本論の構成

さて、本書の中心を占める本論は、六章よりなり、その章節を示せば次のようである。

第一章 道元の伝記史料について

第一節 『三大尊行状記』の成立

第二節 『建撕記』の諸写本の特徴と成立

第三章 道元の伝記について

第一節 在宋中の動静

第二節 遺偈と鎌倉行化

第四章 道元の著作について—『正法眼蔵』—

第一節 『正法眼蔵』の撰述・示衆・書写の年時について

第二節 『正法眼蔵』の示衆について

第五章 道元の著作について—『永平廣録』その他—

第一節 『永平廣録』の説示年時にについて

第二節 その他の著作について

第六章 道元の思想的研究

第一節 般若について

第二節 道元における禪と学

第三節 仏性について

第四節 『正法眼蔵』に見られる釈尊觀

第五節 『正法眼蔵』に見られる祖師評価

第六節 『正法眼蔵隨聞記』の説示

第七節 『宝慶記』の問と答

第一節　『正法眼藏聞書抄』について

第二節　『聞書抄』の『正法眼藏』解釈—否定的表現—

第三節　『聞書抄』の『正法眼藏』解釈—疑問詞と疑問の助詞—

第四節　『聞書抄』の『正法眼藏』解釈—打返しの表現—

第五節　『聞書抄』の『正法眼藏』解釈—数量表現—

さて、この「本論」を総括した形でまとめられたのが「結論」であるので、この「結論」の記述を参照して「本論」の研究で明らかにされたことを筆者なりにまとめ、その中で、主に筆者の研究と関わる部分について、若干の批評を述べることにしたい。

四 研究の概要

「第一章 道元の伝記史料について」では、まず道元禪師の伝記史料（十九種）について概説し、そのうち特に『三大尊行状記』と『建撕記』を取り上げて論じている。『三大尊行状記』は正しくは『元祖・孤雲・徹通三大尊行状記』であり、道元・懷奘・義介、永平寺三代の三禪師の行状をまとめたものであるが、誰が撰述したものであるのかは定かではない。著者は、懷奘伝・義介伝については、東隆真博士の説（『三大尊行状記』全体を瑩山禪師の撰述ではないかとする）をうけて瑩山禪師撰述と考へてよいとするが、道元伝はそれら二伝よりも成立は古く、道元禪師示寂後間もなくから義介の永平寺住持以前と考えられるとし、作者は義介ではないかと推測する。

また『建撕記』は、永平寺十四世建撕（一四一五—一四七四）が、道元禪師の著作に見られる禪師自身の伝記に関する記述や、『永平広録』『典座教訓』『正法眼藏隨聞記』『三大尊行状記』はじめ永平寺に所蔵されていた古記録をもとに、道元禪師の伝記をまとめたもので

ある。これには現在六種の写本（天文七年明州珠心書写本・天正十七年瑞長書写本・延宝八年書写本・元禄七年門子書写本・元文三年書写本・明和八年恒山一川書写承天本）が発見されており、それぞれ同異が見られる。著者は、これら六本の写本の検討を行い、明州本は写本としては最も古いが、『三大尊行状記』によって再び漢文体に戻そとの試みがなされていること、延宝本は『列祖行業記』の影響をうけていること、瑞長本は資料の考証を行ないつつ記述されているが、他の写本は結論のみを断定的に記述する傾向にあり、瑞長本が本来の『建撕記』の姿をとどめていると考えられること等を明らかにしている。

「第二章 道元の伝記について」では、伝記全体について万遍なく触れたものではなく、在宋中の禪師の行状と、鎌倉行化に関する問題が中心となっている。

「在宋中の動静」では、前章の伝記史料の検討を踏まえ、古伝によつて在宋中の行状についての全体的考察を試みている。その中心は、やはり如淨との出会いにあり、如淨の天童山入院の年月、如淨と道元禪師の初相見の年月日、大悟の年次や身心脱落の話の真偽をめぐる問題を中心に論じている。まず、如淨の天童山入院の年月については、鏡島元隆博士の研究によりながら、如淨の天童山入院は嘉定十七年（一二二四）七月後半から八月にかけての頃ではないかとしている。

如淨と道元禪師の出会いについては、諸説があるが、著者はその年月を嘉定十七年七、八月頃とし、身心脱落の話による大悟があつたのを宝慶元年と推論している。ところで『正法眼藏』「面授」巻に

示される「大宋宝慶元年乙酉五月一日、道元はじめて先師天童古仏を妙高台に焼香礼拝す」という記述の五月一日は、一般に初相見の日とされるが、著者は、伝法を前提とした入室が許されて、初めて師と資としての拝が行われた日としている。すなわち著者は次のように推論する。

道元禅師は、嘉定十七年七、八月頃と思われる如淨の天童山入院以来、多くの修行者と共に、如淨の下で修行を始められたのである。その当時は、多数の修行者の中の一人にすぎなかつたに違いない。しかし、それから十ヶ月余りの間に、如淨は自分の法を嗣ぐべき人物を見出したのである。それが道元禅師であつた。宝慶元年五月一日、妙高台において焼香礼拝したのは、

堂頭和尚と一人の修行者との單なる相見ではない。師と資の拝である。実際の伝法はそれより少し後になるが、この人物にこそ法を伝えようとする伝法の拝であつたと言えよう。そして、伝法はそれより七月二日までの間に行われたのである。(一一一)

(頁)

道元禅師の大悟・伝法は、この五月一日の師資の拝から『宝慶記』に記録されているところの参問が始まつた七月二日までの間であつたと推測している。また、大悟の機縁とされる「身心脱落の話」についてであるが、この話は、『行業記』や『行状記』に見られる次の話である。

天童五更坐禪。入堂巡堂。責衲子座睡。曰。參禪者必身心脱落也。祇管打睡作什麼。師聞豁然大悟。早晨上方丈。燒香礼拝。天童問云。燒香事作麼生。師云。身心脱落來。天童云。身心脱落。脫落身心。師云。這箇是暫時伎倆。和尚莫亂印某甲。童云。

吾不亂印爾。師云。如何是不亂印底。童云。脱落身心。『行狀記』河村孝道編著『諸本対校永平開山道元禅師行状建撕記』一六二
頁上段)

杉尾玄有氏は、この話を「叱咤時脱落」と命名し、伝記作者の虚構とし、石井修道博士はこの説に賛同し、さらに進めてこの話を「道元の教えを誤る最悪の話」と訴える。著者は、この「叱咤時脱落」があつたかどうかについて考察し、あつた可能性を否定することはできないとするが、瑩山禅師が『伝光錄』の提唱の時、道元禅師に悟道の機縁となる語句が伝わっていないために、道元禅師の著述の中にそれを求めた可能性もあると指摘している。

ところで筆者にも、道元禅師の身心脱落の時期と関わる考察がある(「道元禅師の身心脱落について」、「駒澤短期大学研究紀要」第二三号、平成七年二月)。筆者はここで、道元禅師の身心脱落の時期を宝慶三年としている。筆者は著者の論証を理解するものの、未だに納得がいかない点がある。

この身心脱落の時期については、宝慶元年五月一日の前日とする説(佐藤秀孝「如淨会下の道元禅師——身心脱落と面授——」、「印度学仏教学研究」第三七卷第一号、平成元年三月)、五月一日であるとする説(田中一弘「如淨・道元禅師の相見……御遺言記録を中心にして」、「中外日報」昭和四八年三月一八日~四月一日、同「如淨禅師と道元禅師の相見について」、「傘松」一九九〇年九月号、志部憲一「面授」と「脱落」について、「駒沢大学大学院仏教学研究会年報」第一二号、昭和五三年十月、ほか)、五月一日以後『宝慶記』で示す七月二日参考丈以前の伝法の時までの間とする説(伊藤秀憲「道元

禅師の在宋中の動靜」、『駒沢大学仏教学部研究紀要』第四二号、昭和五九年三月、一一五〇—一六頁）、九月十八日以降のほど遠くない時期とする説（中世古祥道著『道元禅師伝研究』（昭和五四年一月、国書刊行会刊）、宝慶二年若しくは宝慶二年における出来事であつたとする説（伊藤俊彦「道元禅師の身心脱落の年次について——宝慶元年夏安居説への疑義——」、『駒沢大学仏教学部研究紀要』第二四号、昭和四一年三月）また宝慶二年の嗣書相承の時点ではないかとするもの（鏡島元隆『道元禅師とその周辺』、昭和六〇年四月、大東出版社刊、三一六—三一八頁）等がある。

鏡島博士の説は、

身心脱落の年次はいつかということが問題となるが、私は諸氏が主張する、禅師が如淨より菩薩戒を相承した宝慶元年九月十八日ころとする説に対し、禅師が如淨より嗣書を相承した宝慶丁亥（三年）のころとする『二祖行業記』の説がなお検討の余地を残しているものと考える。したがつて、身心脱落の年次は、私には未決の問題であつて、ここでは面授時と身心脱落時とは別時であることを述べるに留めたい。（鏡島前掲書、三一八頁）と、この問題に對して慎重であるが、筆者はこの鏡島博士の宝慶三年説を支持するのである。

まず、宝慶元年九月十八日の『仏祖正伝菩薩戒作法』の伝授をどのように捉らえるかが問題である。諸説はこれを伝法以後のこととしているがはたしてそうなのであろうか。

これについてその法嗣の懷奘とさらにその法嗣の義介の場合を参考に論じてみよう。まず、懷奘のこれに関わる行実を挙げれば次のようである。

文暦元年（一一三四）冬、山城深草に道元禅師に參す。

（『行状記』）

文暦二年（一一三五）八月十五日、伝受仏祖正伝戒法。

（『行状記』）

嘉禎二年（一一三六）この年、伝法か？

（『伝光録』）

* 「師すなはちたずねいたる。時は文暦元年なり。元和尚歎喜してすなはち入室をゆるし、昼夜祖道を談ず。やや三年をすぐるに今の因縁を請益に拳せらる」

（『伝光録』）

嘉禎二年（一一三六）十二月二十九日、道元禅師、懷奘を興聖寺首座に充て秉払せしむ。

（『正法眼藏隨聞記』）

嘉禎二年臘月除夜、始請懷奘於興聖寺首座。即小参次、

請秉払。初任首座、即興聖寺最初首座也。

小参云、宗門ノ仏法伝來ノ事。初祖西來シテ少林ニ居シテ、機ヲマチ時ヲ期シテ面壁シテ坐セシニ、其年ノ窮臘ニ神光來參シキ。初祖、最上乗ノ器ナリト知テ接得ス。衣法トモニ相承伝來シテ、児孫天下ニ流布シ、正法今日ニ弘通ス。初テ首座ヲ請シ、今日初テ秉払ヲオコナハシム。衆ノスクナキニハバカルコト莫、身初心ナルヲ顧コトナカレ。……（『正法眼藏隨聞記』卷五、『道元禅師全集』下、四六九頁、以下『正法眼藏』以外の道元禅師関係文獻からの引用は『同書』下により頁数のみ記す）

この『伝光録』の「やや三年をすぐるに」の記述は、文暦元年（一一三四）に懷奘が山城深草に道元禅師に参じてから三年ということで、これは文暦元年をふくめて三年ということで、それは嘉禎二年（一一三六）にあたるのであろう。それは、『正法眼藏隨聞記』

卷五の、嘉禎二年十二月二十九日に道元禅師が懷奘を興聖寺の首座

に充て秉挾させたという記録と重なるが、懷奘の脱落の話は、この嘉禎二年のことと考へてよいと思われる。とすれば、懷奘の文暦二年（一二三五）八月十五日の伝受仏祖正伝戒法（『行状記』）は懷奘の身心脱落以前のこととなる。

それでは、義介についてはどうであろう。これに関する義介の行実を挙げれば次のようである。

建長三年（一二五一）辛亥春、監公以覺晏上人所得之仏照禪師

下嗣書付授。……並授元和尚所伝菩薩戒儀式。

（『行状記』）

建長六年（一二五四）二月二十三日、於方丈、見聞嗣書・伝

法事記録……

建長七年（一二五五）

正月一日、義介初拜第一世堂頭和尚……

同三日、堂頭和尚、嗣書並伝袈裟事、示委細言、……露命不

定故示之……

同六日、夜參有一談之次、義介諮詢云、……

同十二日、初夜後、於御影前拜見書事、……

同七日、已時坐禪中、先師大悟因縁、依身心脱落聊得力。

坐禪罷、參方丈拜云、義介今日、先師道依身心脱落聊有省。……

二月一日、參次雜談次、義介云、……

先師伝法者、真實如是。爾已如是者、不疑先師伝法。古人云、今日已後、不疑著天下人舌頭。爾亦如是。

同十三日、伝法の儀式

（以上『御遺言記録』、五〇〇～五〇六頁）

義介においても、懷鑑より道元禅師所伝の菩薩戒儀式を授かれたのは建長二年（一二五一）春のことであり、その後、建長六年（一二五四）二月二十三日には、「於方丈、見聞嗣書・伝法事記録……」（『御遺言記録』）の記録が見られるが、いずれも建長七年（一二五五）正月から一月にかけての一連の伝法に関する商量・儀式以前のことである。

これら、道元禅師門下の伝法の様子から推察するに、道元禅師においても、同様であつたと考えられる。師より菩薩戒を授かる前に身心脱落してしまつことはなかろうが、授菩薩戒（後出「授道元式」）が身心脱落以後でなければならない理由などなものないものである。かえつてそれは身心脱落以前であることが通常であるはずである。道元禅師の身心脱落は宝慶元年九月十八日の伝授菩薩戒作法以後のこととみるのが妥当である。著者は、

伝法を許されたものにのみ菩薩戒作法が授けられるということに対して、義介の場合は伝戒の方が先ではないかとの反論もある。確かに義介は懷鑑より菩薩戒作法を伝授されている。また懷鑑も道元禅師より菩薩戒作法を伝授されているのである（『御遺言記録』道全下・四九六頁）。即ち道元—懷鑑—義介へと菩薩戒作法は伝授されている。懷鑑も義介も、道元禅師よりの伝法を望みながらも許されなかつた人物である。その彼らが、伝法以前に菩薩戒作法を受けているということは、伝法よりも伝戒が先であるとも考えられるがそうではない。彼らは、道元禅師から洞下の伝法は許されなかつたが、大日能忍—覺晏—懷

鑑—義介と、既に済下の法を伝えているのであるから、菩薩戒作法の伝授を許したのである。(一二五頁)

という。この反論は筆者のそれを指すのかも知れないが、義介の場合はそうであるにしても、懷奘の場合はどうなのであろう。懷奘は、先の如く、文暦元年(一一三四)冬、山城深草に道元禪師に参じ(『行状記』)、文暦二年(一一三五)八月十五日、仏祖正伝戒法を伝受している(『行状記』)。懷鑑からではなく道元禪師からの伝授であろう。『伝光錄』の記述から、伝法は嘉禎二年(一一三六)のことと考えられるから、懷奘の「伝受仏祖正伝戒法」は伝法以前のことである。ところで、この「伝受仏祖正伝戒法」とは何を指すのであろう。「御遺言記録」に、道元禪師の言葉として、

先師常示曰、(中略)唯有秘事口訣、未為他之説者、所謂住持心術、寺院作法、乃至嗣書相伝次第、授菩薩戒作法、如是等事也、是等非伝法人輒不伝云云。然如是等事、懷奘某甲一人伝之。(『御遺言記録』、五〇一頁)

とある。「授菩薩戒作法」は「伝法の人あらざれば、たやすく伝えず」という。とすれば、懷奘にとって「授菩薩戒作法」は、伝法以後のことであつたはずである。とすれば、文暦二年(一一三六)の「伝受仏祖正伝戒法」とこの「授菩薩戒作法」は異なつたものであると考えざるを得ない。筆者には、「伝受仏祖正伝戒法」はいわゆる授戒であり「授菩薩戒作法」は(室中における)伝戒であると思われるが、既に健保六年(一一一八)に菩薩戒を受けている懷奘が、再び文暦二年(一一三五)に道元禪師のもとで「仏祖正伝菩薩戒」を受けているとは考えにくい。しかし、それはあり得ないことなのであろうか。

このことは道元禪師の場合にも考えられる。「仏祖正伝菩薩戒作

法』の奥書には、

右大宋宝慶元年九月十八日、前住天童景德寺堂頭和尚、授道元式如是。祖日侍者(時焼香侍者)宗端知客・広平侍者等、周旋行此戒儀。大宋宝慶中伝之。(『仏祖正伝菩薩戒作法』二七〇頁)

とあるが、冒頭において「大宋宝慶元年九月十八日」と明記しておきながら、末尾に「大宋宝慶中伝之」と再び書き添えているのは、一見不可解に思われる。しかし、後者にはこれが記された意味があるはずである。筆者は、後者を前者とは別の時期、別のことと考える。すなわち、伝授菩薩戒の「儀式」は宝慶元年の九月十八日に行なわれたのであるが、その後、その作法・次第の詳細が伝授されたつまり道元禪師自身が仏祖正伝菩薩戒を弟子に「授与」することが許され「仏祖正伝菩薩戒作法」の「書写」が許されたのは、それより後の「宝慶中」であると解釈するのである。

また、この奥書では「道元に授くるの式」と言つてゐる。「道元禪師に仏祖正伝菩薩戒を授けた儀式」ということである。そして、祖日侍者(時焼香侍者)や宗端知客・広平侍者等が、周旋してこの戒儀を行つた、といふのである。これを、室中における「授菩薩戒作法」(作法の伝授)と受け取ることができるのであろうか。既に叡山伝戒法」とこの「授菩薩戒作法」は異なるものであると考えざるを得ない。筆者には、「伝受仏祖正伝戒法」はいわゆる授戒であり「授菩薩戒作法」は(室中における)伝戒であると思われるが、既に健保六年(一一一八)に菩薩戒を受けている懷奘が、再び文暦二年(一一三五)に道元禪師のもとで「仏祖正伝菩薩戒」を受けているとは

さて、先の「宝慶中」とは何時であるのか。「伝之」とは、これを日本国に伝承したこととももちろん解され得るが、筆者はそれを伝法の時、すなわち如淨からの嗣書相承の時と考える。

例えは「嗣書」について述べれば、『正法眼藏』「嗣書」に、この仏道、からず嗣法するとき、さだめて嗣書あり。もし嗣法なきは天然外道なり。仏道もし嗣法を決定するにあらよりは、いかでか今日にいたらん。これによりて、仏仏なるには、さだめて仏嗣仏の嗣書あるなり、仏嗣仏の嗣書をうるなり。（大久保道舟編『道元禅師全集』下、三三八～三三九頁、以下『正法眼藏』の引用は同書）

とあるが、これによれば嗣法するときは必ず嗣書が付されるのでなければならない。嗣法するときに嗣書があるのであり、この嗣書相承の時をもつて伝法嗣法の時とすべきなのである。「嗣書」の相承は嗣法にあたつてうけられたものであるはずである。永平寺に、道元禪師の「嗣書」が伝わっている。円相型に列記した仏祖名の下段には、如淨禪師の手筆と伝称される「仏祖命脈證契即通道元即通 大宋宝慶丁亥住天童如淨」の表證文と捺印がある。親筆であるかどうかは、今後の厳密な鑑定・研究を俟たなければならぬとされるが、現段階では後代のものとする根拠は何もない。

宝慶丁亥は、宝慶二年にあたる。この嗣書の存在が、身心脱落の宝慶二年説をとる第一の根拠である。宝慶元年説によれば、何故その後、宝慶二年に至るまで嗣書が付されなかつたのか、また身心脱落し嗣法して以後、何故一刻もはやく帰朝しようとせず天童山に留まられたのか、悟後の修行という説もあるが、それならば何故、如淨禪師の示寂を遠からぬことと思いながら宝慶二年、如淨の示寂直前に道元禪師は帰朝されたのか、これらが説明できないのである。

著者は、

伝法が宝慶元年七月一日以前の夏安居中であるとすると、何故、

道元禪師が如淨より直授された「嗣書」に「大宋宝慶丁亥」（宝慶丁亥は宝慶二年。道全下・二八七頁）とあるのかということになる。宝慶元年五月一日は、伝法を前提としての師と資の關係が成立した日であつて、嗣書の相伝は、「嗣書」に記されていりようによつて宝慶二年であつたことも考えられる。（一二一六頁）

としている。しかし、「行状記」には、先の「叱咤時脱落」の話の後に、

遂以洞上宗旨付囑。授裏祖仏戒。遺囑曰。汝早帰本国。弘通祖道。（『行状記』、一六二頁上段）

とある。如淨は道元禪師が身心脱落した後すみやかに帰国することをすすめている。身心脱落の時期を宝慶元年とすれば、道元禪師は如淨の遺囑を聞き入れなかつたことになる。身心脱落の時期を宝慶三年とすれば、この記述にも合致するのである。ここにある「授裏祖仏戒」とは、先に述べたように「儀式」があつたのではなく「授与」があつたのである。先の「宝慶年中」とはこの日のことではないのか。

また、「宝慶寺由緒記」には、

大宋宝慶二年、日本安貞元丁亥年、道元禪師帰朝之時、寂円禪師同行、明州之津迄見送、已同船欲來朝、道元禪師云、吾師及老極、遷化不遠、汝從此歸天童、可隨侍如淨禪師、遷化後、早相待來朝云々、道元禪師帰朝之後者、寂円禪師歸天童、隨侍如淨禪師、

安貞元年七月十七日、如淨禪師示寂、

（『曹洞宗古文書』下卷、六一七～六一八頁）

とある。道元禪師帰國の際に、寂円が明州の港まで見送つて来て同

行を求めたが、道元禪師は、「如淨禪師はずいぶん老衰されて遷化はもつ遠いことではない。あなたは天童山に帰つて如淨禪師のお側にお仕えし、遷化の後、すみやかに来朝されたらよい」と言つて寂円をとどめているのである。

何故、道元禪師はもうしばらく如淨禪師のもとにとどまらなかつたのか。それは、先の『行状記』に示されるような「汝早帰本国。弘通祖道」という遺囑があつたからである。もし、宝慶元年に伝法があり、その後、如淨の遺誠に反して悟後の修行を続けていたとするなら、道元禪師は如淨の遷化まで如淨の下におられたと考えるのが常であろう。しかし、道元禪師は如淨の示寂の近きを知りながら帰国している。『行業記』や『行状記』あるいは『宝慶寺由緒記』の記述の信憑性を認めるならば、宝慶二年伝法説こそ最もこれらと辻褄が合つのである。

次に、『宝慶記』の内容から見て、この『宝慶記』を身心脱落以後の記録と考えられるであろうか。筆者は、道元禪師の身心脱落とは「參禪は身心脱落なり」という信決定であると考える。つまり、「坐禪こそ身心脱落である」ということが、全身心を挙げて（身心）徹底的にわかつた（脱落）ということが「身心脱落」であるとする。であるならば、身心脱落にあつては、「坐禪」の何たるかが信受され確立されていなければならぬ。そうでない身心脱落があつたとすれば、その身心脱落は転迷開悟の特別なる神秘的体験ということにならざるを得ないだろうと思つ。

ところで『宝慶記』の記述が、おおよそ年月日順に並べられていることは、著者の指摘のとおりであろうと賛同する。それを前提に以下を述べるが、それならば、『宝慶記』の記述は、そのような身心

脱落の後の問答かといえば、私には到底そのよつには考えられない。

『宝慶記』第十段に、次のよつにある。

和尚或時召示曰、你是雖後生頗有古貌。直須居深山幽谷、長養
仏祖聖胎、必至古德之証處也。于時道元、起而設拜和尚足下。

和尚唱云、能礼所礼性空寂、感應道交難思議。于時和尚、廣說
西天東地仏祖之行履。于時道元、感淚沾襟。（『宝慶記』二七六頁）
著者は、この段は『正法眼藏』「仏祖」との関係から、宝慶元年の夏安居中の記録であると推定し、次のように述べている。

臨終まで師承を明かさなかつたと言われる如淨が、道元禪師に仏祖の巻に記されるよつな過去七仏から如淨までの系譜を示したということは、まさに伝法を許したということである。すなわち伝法は、『伝光錄』が言つようく、宝慶元年の、しかも夏安居中のことであつたのである。そしてこの第一〇段は、伝法を許してよりそれほど過ぎないある時であろう。礼拝する道元と、礼拝される如淨とは、「感應道交」したのであり、それはまさに禪師と西天東地の仏祖との「感應道交」であったと言つてよいであろう。それ故、道元禪師は感涙に襟を沾されたのである。（伊藤秀憲「宝慶記」の問と答—道元禪師の他の著作への影響—、「鎌田茂雄博士還暦記念論文集—中国の佛教と文化」、一九八八年一二月、所収、八一九頁）

『伝光錄』が「宝慶元年乙酉、日本嘉祿元年、タチマチニ五十一世ノ祖位ニ列ス」（『曹洞宗全書』宗源下・三九三頁上）としているのは、まさに著作の言つようく『正法眼藏』「仏祖」巻をうけているのである。しかし必ずしも瑩山禪師は身心脱落が宝慶元年夏安居時にあつたと言われているのではない。もしそうであつたとしても瑩山

禅師の多子塔前付法説がその背景にあるのである。それは『伝光録』首章において示されるところであるが、瑩山禪師は迦葉尊者が多子塔前においてはじめて釈尊に相見したとき正法眼藏の付嘱（伝法）が行われたとする（これに対して、釈尊が王舍城外の靈鷲山において迦葉尊者に付法したとする説を靈山付法説と言う）。この説をとる瑩山禪師にとつては思想的には初相見時の付法を主張されるはずであるから、むしろそのような視点からこの説示は示されたものと受け取るべきであろう。

また、この第十段での「感應道交」は伝法に関わるような感應道交ではなく、これは偈文としてのそれであろう。それは、この「礼拝偈」が第十九段においても如淨によつて普説の時に大衆に對して示され（あるいは唱えられ）ていること、そして道元禪師はこの言葉の意味について熟知しておらず、この第十九段で如淨に尋ねていることからも推測できる。

ところで、付法説についてさらに述べれば、如淨と瑩山禪師は多子塔前付法説をとり、道元禪師は靈鷲山での付法を示している（正法眼藏」「面授」卷）。道元禪師は「面授」卷の冒頭において靈鷲山での付法の因縁をあげ、その後に、いわゆる「面授時脱落」の話あげているが、両者を関連させて述べれば、「面授時脱落」の話は初相見の時のことではないことになる。しかし、それでも五月一日は初相見の日でよいのであって、この矛盾に重要な意味があるともいえる。つまり、伝法（身心脱落）はあくまでも靈鷲山であることを示した上で、初相見の日にそれが行われたとも言える道理を示されたと考えたい。だからこそ、思想的には道元禪師は如淨や瑩山禪師

と同じ多子塔前付法説をとつていていたとも言えるのであり、それは『正法眼藏』の随所に示される考え方でもあるのである。

また、如淨が初相見（五月一日）の時に「仏祖面授の法門現成せり」のみでなく、それに續く「これすなはち靈山の拈華なり、嵩山の得髓なり。黃梅の伝衣なり、洞山の面授なり。これは仏祖の面授なり。吾屋裏のみあり、余人は夢也未現在なり」も言つたとしても、多子塔前付法説をとつていた如淨（『寶慶記』第二八段△三八一頁）参照のこと）がそのように示したとしても、それは当然のことであつて、このときに身心脱落があつて付法したと受け取らなければならぬことはないのである。

また、第一〇段において道元禪師が「感涙沾襟」したのは、如淨から「必至古德之証処」という授記を得たからである。如淨はその後も、第三四段において「我天童老僧、許你有眼」（三八五頁）と言いい、第三八段でも、熱心に坐禪弁道する道元禪師に對して吉瑞のあることを予言している。これらの授記も、身心脱落以後のこととは考えられない。

ましてや、それ（第十段）以後の問答であると考えられる第十五段において、

堂頭和尚示曰、參禪者身心脱落也、不用燒香・札拝・念佛・修懺・看經、祇管打坐而已。

拝問、身心脱落者何。

堂頭和尚示曰、身心脱落者、坐禪也。祇管坐禪時、離五欲、除五蓋也。（『寶慶記』三七七頁）

と、「身心脱落」の意味を問うよつなることがあろうか。

さらには第三八段において「堂頭和尚慈誨云、吾見你在僧堂被位、

昼夜不眠坐禪、得甚好」（『宝慶記』二八六頁）という記述が見られるが、この言葉が脳裏に焼き付いていた道元禪師にして、この後に、

先のいわゆる身心脱落の話があつたと考へれば、話の筋道はよく通るのである。

また、如淨は先の第十五段をはじめ、五蓋・六蓋を除くべきことの重要性を説くが、第三十段において道元禪師がその秘術を尋ねたに対し「你向來功夫、作甚麼。這箇便是離六蓋之法也」と答へ「祇管打坐作功夫、身心脱落來、乃離五蓋・五欲等之術也」（『宝慶記』三八三頁）と答えている。「向來功夫」とは坐禪のことである。坐禪がそれであることを、この時道元禪師はまだ領得していないのである。これがはたして身心脱落の後の問答と言えるのであろうか。

また、『宝慶記』の末尾（第三六段から四三段）には如淨の坐禪に関する示誨が集中している。このことは、道元禪師にとって正伝の坐禪の解明が一大事であり、そのような道元禪師の態度に応えるかのように如淨の親切な示誨が頻繁に行われたことを意味する。ここにおいて道元禪師の疑問は次第に氷解してゆくのである。即ち「参禅は身心脱落なり」と確信するにいたるのである。『宝慶記』の記述はその過程を思わせる。思つに、道元禪師の、弟子としての入室問法問道の参学は、身心脱落によつて了るのである。それが『弁道話』に示すところの「一生参学の大事」、「おはりぬ」（七二九頁）にあたるのであり、『宝慶記』の記録は、身心脱落以前の参学の様子と考えられるのである。

以上により私は、道元禪師の身心脱落は、宝慶二年、それは如淨禪師からの嗣書伝授に先だってのことと主張したい。その消息がいわゆる身心脱落の話であるのかどうかは定かではない。しかし、そ

れを否定すべき有力な論拠は何もないと私には思われる。

さて、身心脱落に関する私見が長くなつてしまつたが、本書の内容紹介に戻りたい。

「遺偈と鎌倉行化」では、柳田聖山氏の、道元禪師の遺偈は後人の創作であり、鎌倉行化は行われなかつたとする説に対し、反論資料をあげ、遺偈は禪師の作であり、鎌倉行化は行われたことを証明している。

次ぎに書誌学的研究として、道元禪師の著作について論じている。第三章は『正法眼藏』、第四章は『永平広録』その他の文献についての研究である。

『正法眼藏』の書誌学的研究では、『正法眼藏』の撰述・示衆・書寫の年時処や、『正法眼藏』の示衆に関わる諸問題、『正法眼藏』の編集に關わる問題、等について詳細に論じている。これらの研究には、永久岳水博士や河村孝道博士による綿密な研究がある。ことに河村博士には『正法眼藏の成立史的研究』（春秋社、一九八七年一月）の大著があり、また、河村博士は多くの貴重な写本を蒐集・発見し、それらの影印をひろく世に出した『永平正法眼藏蒐書大成』（全二五巻・総目録、続輯十巻、大修館書店刊）の刊行を手懸けられている。これらの業績の上に立つた著者の研究である。著者は、これを大いに活用し、『正法眼藏』の撰述・示衆・書寫の年時処の研究を行つてゐる。

著者はまず、「撰述示衆・書寫の年時処一覧」を作製し、『正法眼藏』四十五本の写本等の奥書をすべて整理して一覧できるようにしてい

る。今後、この分野の研究をするものにとつて、大いに役立つものである。

ところで、これら写本には、写本によつて撰述年時処の違ひが見られる。著者は、何故写本によつて違ひが生じたのかについて疑問を持ち、この「一覧」にもとづいて、資料批判を交えながら、撰述示衆・書写年時処を確定している。実に綿密な考証である。

ことに、内田正男編著『日本暦日原典』によつて、冬至の日を決定し、陽曆（グレゴリオ暦）を併記して、陰曆で記された月日が、現在の何月何日に相当し、どのような季節であつたかを知ることによつて、その内容と対照させて年時処の確定に役立てている点は新しい。この方法は、『永平広録』の上堂年月日の確定等にも用いられている。

さて、写本による年時や場所の相違であるが、これは伝記研究にもとづいて、道元禅師の行実と校勘して、撰述説示年時や場所を確定して、写本に相違するところの誤りの部分をを明確にしている。また、編輯者の判断が加わつて奥書が付加されたものがあること、たとえば、十二巻本の『発菩提心』の奥書は本来なかつたにもかかわらず、これに示衆奥書が存する写本は、七十五巻本の『発菩提心』（『発無上心』）の影響を受けたと考えられること、『坐禪箴』の寛元元年十一月の示衆奥書は『坐禪儀』の奥書の影響を受けたものであることを明らかにしている。また、『出家功德』『供養諸仏』『帰依仏僧宝』の「建長七年夏安居」の奥書も問題がないわけではないことを指摘し、玉潭書写本は特異な奥書を持つが誤りが多く信憑性の低いものであること、七十五巻本としては乾坤院本・正法寺本・龍門寺本、六十巻本としては靈雲院本・洞雲寺本・妙昌寺本とそれらに準ずるものとして瑠璃光寺本、それに秘本の奥書が、比較的よく

原初形態を留めているのではないかとの考え方を示している。

次ぎに、『正法眼藏』の示衆については、奥書に記されている「示衆」が、何を意味するものなのかについて考察している。『正法眼藏』の奥書には「記」「書」「示衆」等の語が見られる。「記」と「書」は明らかに書き記したものであることを表しているが、「示衆」については、文字通り、実際に大衆に対し説き示したもの（解説提唱を意味するもの）とする説と、『正法眼藏』を撰述して文字をもつて書き記したこと（撰述）がそのまま「示衆」（大衆に開示すること）にあたるという説（永久説）がある。これについて著者は、「示衆はなかつたとする論拠」と「示衆はあつたとする論拠」の両者を紹介して考察し、結局、示衆が提唱を意味して實際に行われたかどうかは明確にしえないという結論に達するものの、奥書に「示衆」とある日付には『正法眼藏』の本文は成立していたことについては論証している。

次ぎに、『正法眼藏』の編輯についてであるが、周知の通り『正法眼藏』は、道元禅師が撰述した法語を編輯したものであり、その法語はそれぞれに付けられた主題について、それに関わる經典・語錄を挙げて解説・拈提し、正伝の仏法を開顯しようとしたものである。そして、この法語の編輯本には諸種の巻数のものがあるのである。ところで、『正法眼藏』の編輯論を論ずる場合には、諸種の『正法眼藏』の成立の基となつた四種の古写本、すなわち七十五巻本・六十巻本・十二巻本・二十八巻本についての考察が中心となる。そして、この四種の古写本が、いつたい誰によつて、どのような意図で編集

されたのがが問題となる。著者はまず、『正法眼藏』の編輯に関するこれまでの主な説、八説をあげ、これらに触れながら、道元禅師と懷奘の真筆本あるいは奥書からの考察により、新たに自説を展開している。それを、結論的に、

筆者は、建長四年、禅師が病床に臥す前後までに七十五巻本は編輯されたのではないかとの考えに至った。禅師は百巻『正法眼藏』を目指していたのだが、病のため新たな著述は困難で、これまでのものを纏めるしかなかつたのである。十二巻本は、七十五巻本が「法性甚深の理」があるかの如く理解される恐れがある点を改め、出家者に仏法を正しく理解させようとして晩年に著したものである。七十五巻本は詮慧と懷奘に伝わり、懷奘は十二巻本と一緒に義介に伝えたが、義介が永平寺から大乗寺に移ると共に、永平寺からは完全な形の『正法眼藏』はなくなり、懷奘書写本を中心としたものが残つたのである。六十巻本は懷奘示寂後、永平寺に残された懷奘書写本を中心に、宋朝禪、臨済宗に対し包容的であつた義雲が、それらを批判する巻を除き、自ら書写したものも含めて、もとの七十五巻本・十二巻本の列次番号を生かしつつ、六十巻に編輯したものであると考えた。（六八〇—六八一頁）

しかし、晩年に始められたこの作業は、病と闘う道元禅師に

とつて容易なことではなく、両者合せて百巻の『正法眼藏』の撰述・編集の悲願は達成されることはなく、道元禅師は遷化される。

道元禅師遷化の後、懷奘は、道元禅師自筆の『正法眼藏』のすべてを手中にする。懷奘は、第十一「一百八法明門」まで撰述・編集された、ほとんど草稿本のままの状態の新草『正法眼藏』と、もう一方の『現成公案』を第一巻とする編纂途中の『正法眼藏』を手にする。そこで懷奘は、道元禅師の最後の御草本となつた「八大人覺」を新草『正法眼藏』の第十二に置き、建長七年（一二五五）の夏安居に義雲らとともにこの十二巻を淨書して、いわゆる十二巻本『正法眼藏』を編纂する。

その後、懷奘は、詮慧・義演らとともに『永平廣錄』の編纂

いう総題のもとにまとめるべく編集を始められる。寛元四年（一一四六）九月一五日には「出家」を撰述されるが、その後、この「出家」を書き改めて「出家功德」と「受戒」を撰述され、さらに「供養諸仏」や「帰依仏法僧宝」を撰述され、『正法眼藏』という総題になる六十巻の大系を一応編集される。

しかしこの頃、道元禅師は新たに「出家功德」を第一とし「受戒」「袈裟功德」とつづく明確な思想体系をもつた『正法眼藏』の編集を企てられる。そのため、『正法眼藏』六十巻の大系を崩されて「出家功德」を第一巻とする新草の撰述・編集を行なつ一方、これまでのように『正法眼藏』の巻々の再治を行ないながら「現成公案」を第一巻とする『正法眼藏』の再編集を並行して行なわれる。

道元禅師遷化の後、懷奘は、道元禅師自筆の『正法眼藏』のすべてを手中にする。懷奘は、第十一「一百八法明門」まで撰

述・編集された、ほとんど草稿本のままの状態の新草『正法眼藏』と、もう一方の『現成公案』を第一巻とする編纂途中の『正法眼藏』を手にする。そこで懷奘は、道元禅師の最後の御草本となつた「八大人覺」を新草『正法眼藏』の第十二に置き、建長七年（一二五五）の夏安居に義雲らとともにこの十二巻を淨書して、いわゆる十二巻本『正法眼藏』を編纂する。

寛元二年頃、これまで示してきた個々の法語を『正法眼藏』と

を行ひながら、一方でこの十二巻本以外の巻の編集（書写）整理を行う。もちろん道元禅師によつて途中まで編集された「現成公案」を第一巻とする『正法眼蔵』を基にしての作業である。

「仏性」巻の本文の決定、「未再治御草本」であつた「仏向上事」巻の書写（洞雲寺本奥書）、「三昧王三昧」巻の再治本との校勘（文応元年へ一二六〇）初冬日、秘本奥書）、同じく「転法輪」巻の再治本との校勘（年月日不詳、秘本奥書）等、書写整理を行なう。

懷奘は、道元禅師自身による中途の編集を完成させるにあたり、道元禅師の編集はそのままに、それに続けて、残つた巻々をほとんど撰述（示衆）年月日順に並べて編集する。こうしていわゆる七十五巻本『正法眼蔵』が編纂される。この七十五巻本の編集は、道元禅師の親筆本についておこなわれる（ゆえに七十五巻本系の『正法眼蔵』には道元禅師の奥書のみで懷奘等の書写奥書がない）。

さて、懷奘の手元には、この道元禅師自筆の『正法眼蔵』のほかに、道元禅師在世のころ自ら書写した五十余巻の『正法眼蔵』の巻々があつた。晩年になって（弘安一年頃、洞雲寺本の第五十一巻から第六十巻の奥書）懷奘は、道元禅師親輯の六十巻の『正法眼蔵』を再編集するが、その基になつたのがこの懷奘の書写本である（ゆえに六十巻本系には懷奘等の書写奥書が記されている）。この六十巻の『正法眼蔵』は新草本の編集によつて道元禅師自らの手によつて崩された編集本であつたが、道元禅師親輯の『正法眼蔵』である。懷奘自身の手が大いに加わつてしまつた七十五本のみを残して、この六十巻本を無にする

ことは、懷奘にはできなかつたのである。

後、何故か、永平寺には六十巻本が伝わることになるが、永平寺ではこれに欠けた巻々を次第に收拾した。（あるいは七十五巻本十二巻本—六十巻本というかたちで別にまとめられていた『正法眼蔵』の巻巻が散逸・收拾を繰り返したのかもしれない）その後、何時かに何人かによつて、永平寺に所蔵されていたこれらの書写本が、散逸を恐れて無作為に三冊（二十八巻）にまとめられる。こうして二十八巻本『秘密正法眼蔵』が成立する。

享保八年（一七二三）、永平寺三八世承天則地はこれを修補した際に秘持密持して後代に伝えるべき意図より『秘密正法眼蔵』と按題した。（拙稿「十二巻本『正法眼蔵』の性格」、「十二巻本『正法眼蔵』の諸問題」へ一九九一年一月、大藏出版刊、所収）

以上が、『正法眼蔵』の四種の古写本の成立に関する筆者の推定であつた。立証不可能な部分もあるが、全体的見地から眺めて、筆者はこのように推定した。最近では、道元禅師の親輯の『正法眼蔵』は四十卷あるいは五十卷の『正法眼蔵』ではなかつたかと考えている（このことはかつて学会で発表したこともある）。なぜなら、七十五巻本と六十巻本の巻次が一致する巻は、第四十巻までで三十巻、第五十巻までで三十四巻あり、第五十一巻以降は巻次はまつたく一致しないからである。このことと、七十五巻本の編集が、道元禅師の親筆本についておこなわれ（ゆえに七十五巻本系の『正法眼蔵』には道元禅師の奥書のみで懷奘等の書写奥書がない）、六十巻本が懷奘の書写本をもとにして行われた（ゆえに六十巻本系には懷奘等の書写奥書が記されている）と考えられること等を考え合わせて、新たな推論を立て、論証したいと思つてゐる。

さて、再び本書の内容の紹介に戻るが、『永平広録』の書誌学的研究では、まず、『永平広録』中に収められている上堂・小参・法語・自贊・偈頌の年時の確定を試みている。同様な研究は、これ以前に中西万松氏(「永平広録の一研究(卷一興聖寺語録)」「永平広録の一研究—卷第二大仏寺語録、上堂語の時期—」)や秋重義治博士(「永平広録考」)によつてなされているが、両者の説には相違点もあり、また不十分な面もあつたので、改めて著者的方法論によつて、『永平広録』全体を綿密に考察したのが、この研究である。上堂に関しては、秋重義治博士の研究を追つて確認するところも少なくはなかつたといつが、秋重説を訂正し、新たに年月日を明らかにすることが出来たものも幾つかある。小参等については先行するまとまつた研究がなく、全く新たなものである。現時点では、ほとんど完璧な研究成果であると言え、筆者はじめ多くの道元禪師研究者が、この研究の恩恵に与つてゐる。

その他の著作についての研究では、『正法眼蔵隨聞記』と『宝慶記』、ならびに真偽に問題がある著作について考察している。

『正法眼蔵隨聞記』(以下、「隨聞記」と『宝慶記』)についてはその筆録期間を中心考察している。「隨聞記」は、既に水野弥穂子氏が、文暦元年(一二二四)の末から嘉禎年中(一一三五~二八)の間の筆録としており、これをさらに論証している。また、この期間は、『正法眼蔵』の示衆も嘉禎四年の「一顆明珠」以外ではなく、「永平広録」に記される上堂も行なわれておらず、「隨聞記」は禪師の説法の空白部分を埋める貴重な資料であることを改めて明らかにしている。

『宝慶記』については、これまで宝慶元年(一一二五)から三年の記録であると言われてきたが、著者は、「如淨録」等から知られる如淨の行状と考え合わせることによつて、宝慶元年七月一日より翌年までの、一年から一年半ほどの期間の記録であるとしている。

その他の著作では、その真偽をめぐつて、『吉祥山命名法語』『立春大吉文』『答近衛某法語』『紫衣辞退偈』については真作とは考えられないこと、「一葉觀音贊」については偽作と断定はできないものの、贊とともになつ話は史実ではない」とを論じてゐる。

「第五章 道元禪の思想的研究」では、まず、道元禪師の「般若」すなわち「智慧」を論じてゐる。ここでは、禅師の示される智慧とは何を意味するのかについて、袴谷憲昭氏の所説を挙げて問題提起し、これについて反論するかたちで禅師における般若を明らかにしている。ところで袴谷氏は「正邪の決択」そ正統な意味での知性(*Prajñā=pravuccaya*)にほかならない」(四一六)とし、道元禪師における「般若」(氏によれば=「知性」)のよつなものを指すとする。しかし著者は、その論拠となつてゐる禅師の説示を検証し、そのよつな解釈はできないとし、「現成公案」卷、「摩訶般若波羅蜜」卷を中心に、禅師の説く般若を明らかにし、それは我々の思量分別する智慧を説くのではないとする。つまり、禅師の示す「自己」と「方法」との関係から「自己」を知ること、即ち方法が「自己」を「知る」ということであり、この「知」が「般若」であり、ゆえに「般若」とは方法そのものであり、方法の中に没する「自己」も「般若」であると言えるといふ。「知る」といつても対象として捉えることではなく只管打坐を行ずることであるから、「行」が「般若」であり、「行」

を離れて別に「般若」があるのでないと論じている。

次の「道元における学と禅」では、「行」と「知性」の問題と関連して、道元禅師の禅（行）と学（知）について考察している。これは松本史朗博士の所説に対し、これに反論するかたちで禅師の坐禅と知性について論じたものである。松本博士の所説とは、禅師において、初期は「行」（禅）を重視したが、十二巻本『正法眼蔵』では「知性」重視へと変化したといつもの（松本史朗「深信因果について道元の思想に関する私見」）（鏡島元隆・鈴木格禪編『十二巻本正法眼蔵』の諸問題）大蔵出版、一九九一年一月）である。著者はまず、榜谷氏や松本博士が十二巻本『正法眼蔵』が知性を重視したものとして引用する箇所、「行者かならず邪見なることなけれ。いかなるか邪見、いかなるか正見と、かたちをつくすまで学習すべし。まず因果を撥無し、仏法僧を毀謗し、三世および解脱を撥無する、ともにこれ邪見なり」（『三時業』巻）について検討し、「かたちをつくすまで学習すべし」とは、邪見に陥らないようにするために「命が終わるまで学ぶべきである」という意味で、智慧によって正・邪を決するということを言っているのではなく、この文章によつて禅師が知性を重視したというようには読みとることが出来ないと反論している。また、松本博士が、禅師の初期の著作において、禅師がすべての知的なものに対し、如何に否定的な評価を示しているかを見るために引用する『普勸坐禪儀』の「善惡を思わず、是非を管すること莫かれ。心意識の運転を停め、念想観の測量を止むべし」（現漢文）や『学道用心集』の「聰明を先とせず、学解を先とせず、心意識を先とせず、念想観を先とせず、向來すべてこれを用いはずし

て、身心を調えて以て仏道に入るなり」（現漢文）等の説示について考察し、松本博士がこれらの説示が「知性の働きである思考の停止を説くものに他ならない」としていることを取り上げて、はたして坐禅とは思考の働きを停止させることであろうか、と問い合わせ、薬山惟儼の「非思量の話」を取り上げて、そのようなことではないと論じている。

筆者も、この松本博士の説に対する反論があるが、「心意識の運転」や「念想観の測量」を「思考」と言うのであれば、禅師は明らかにこれを「停止」すべきことを説いているので、「思考の停止」と言えるが、これらの言葉の意味をもつと厳密に定義した上でなければ、これらの論議は不毛となる。松本博士は「知性の働きである思考」と言つて、おそらくこれを肯定する。禅師の言つ「心意識の運転」や「念想観の測量」は、果たして全面的に肯定すべき「知性」の働きであるのか、いやそもそも「知性」とは何なのか……、両者の見解に大きな隔たりを感じる。

とはいって、ここで著者において明確にされている点は、薬山の「非思量の話」が初期においても晩年においても示されていること、そして禅師が坐禅を重んじたのは初期だけに限つたことではないこと、初期の著作である『弁道話』に反知性的傾向があり、晩年の著作に知性主義的態度が見られるというよつな際だった傾向はみられないこと、等の点である。筆者も、禅師が生涯にわたつて坐禅を重んじられたことについては既に論じているが、道元禅師において「禅」と「学」との重視の仕方が初期と晩年において逆転するといつよつな松本博士の説は、少なくとも成り立たないことは著者によつて論証されたと言つてもよいだろう。

思想的研究の「仮性について」では、道元禪師の独自の仮性論について論じている。「仮性」卷は、『正法眼藏』の中では比較的初期の撰述であるといえるが、その後、書き入れや添削が何度も行われた事が、写本の奥書や懷奘真筆本等によつて知られる。この「仮性」

卷ほど慎重に書き改められた卷はないと考えられている。禪師がいかにこの卷を重んじられたかが知られる。その仮性とは何か、禪師の説かれる仮性とはどのようなものかを論じている。道元禪師は、あらゆる存在するものに仮性が顕在しているという立場から、仮性の内在を批判しているが、仮性の顕在ということは、既に顕在しているのではなく、実修実証することによつて言えるのであるとする。ところで、この仮性に関する「内在」とか「顕在」の語は山内舜雄博士が名付けられたものである。山内博士は、仮性が内在するという考え方を「仮性の内在」とい、仮性が現に顕れているという考え方を「仮性の顕在」と名付けた。これに対して松本史朗博士は『弁道話』の「この法は人人の分上にゆたかにそなはれりといへども、いまだ修せざるにはあらはれず」という説示から、道元禪師の仮性観を「仮性修現論」と名付け、筆者の理解では、この「仮性修現論」も所詮、仏教にあらざる如來藏思想であるとし、また「仮性顕在論」も説く道元禪師において「仮性修現論」は論理的に成立しないのではないかとした。これに対し、著者は反論し、結論的に次のようによつてまとめている。

道元禪師の立場は、坐禅によつて仮性を実修実証することにあり、修証を抜きにして仮性の顕在ということはあり得ないのである。道元禪師は、万法（悉有）を『摩訶般若波羅蜜』の卷

では「般若」「空」と説き、「仮性」の卷では「仮性」と説いている。それらは、我々の思量分別によつて捉えられるものではない、行じることによつて実証される仏の世界であり、「行」（坐禅）そのものが「般若」「仮性」であると言えるのである。（六八二頁）

次ぎに『正法眼藏』に見られる釈尊觀』では、道元禪師が釈尊をどのように観ていたかについて論じている。禪師が観ていた釈尊は歴史上の釈尊であり、歴史上の釈尊は、仏の三身説で言えば應身にあたる。しかし既に衛藤即応博士が言つように、禪師における釈尊は「三身未分の史上の釈尊」であつて、教学上の三身説における應身としての釈尊ではない。このことについて更に詳しく『正法眼藏』中に見られる釈尊の記述を中心に検討してみる。即ち釈尊は自らより遡ること五十一代、まっすぐにつながっている釈尊であり、釈尊の正嫡五十代の本師如淨は、禪師にとつてまさに現身の釈尊であつたと論ずる。その釈尊より、師から弟子へと、代々まっすぐとにぎれることなく正伝されてきた仏法とは何かと言ふに、それは坐禅であり、またこの正伝の仏法と一体のものとして伝えられてきたのが袈裟であり、鉢蓋であり、これらの中にもまた釈尊を觀ていていることを述べている。さらに、禪院の伽藍や、そこで如法に行われる行持（洗面・洗淨等）をとおして、禪師は釈尊当時のインドの精舍をみていたのであるとしている。これらを総合して、禪師にとつての釈尊は、自らが釈尊の行履を自己のものとして行じるということ、それが釈尊との出会いであつたとしている。

次ぎに『正法眼藏』に見られる祖師評価では、道元禪師の著作に

おいて、称賛される祖師もあれば、徹底的に批判される祖師もあることから、そこにはどのような評価の基準があるのかどうか、また例えば臨済に対する評価のように、同じ人物でありながら批判と称賛の両方が見られるのは何故かについて考察したものである。結論として、祖師に対する評価の基準は「法」と「行」であり、それは

「人物」に対する評価ではなく、「法」評価、「行」評価であったとする。即ち、同一人物であっても「行」については評価し「法」については批判するということがあり得たとする。同一人物に対するこのような評価の違いが、禅師自身の思想的変化であるように受け取られやすいが、そうではなく、その評価の基準の違いにあることを著者は論証している。例えば、臨済に対する評価も、なんら変化がなかったことを明らかにしている。ただ、ここでは臨済及び臨済下の祖師に対する評価を見るのが目的であり、五家七宗の祖師について、『正法眼蔵』の撰述年時の明らかな巻のみによっているので、五家以前の祖師及び撰述年時の分からぬものについての検討も今後は必要であると課題を残している。

『正法眼蔵隨聞記』に関しては、学道、公案の肯定と只管打坐、自己即仏法、造像起塔の四点について、『正法眼蔵』等の他の著作の記述にも注意を払いつつ論じている。そのどれもが仏道を行じること、只管打坐の一行に収束することを明らかにしている。例えば『正法眼蔵隨聞記』には、經典や語録公案を否定している箇所と肯定している箇所があるが、これは矛盾なのではなく、基本的に禅師は經典や語録公案を否定しないばかりか、どちらも尊重しており、否定していると思われる部分では、これらを坐禅の中に持ち込むことを

否定しているのであると述べている。つまり禅師は、只管打坐の坐禅を行ずることと公案を参究することは別のこととして考えられており、坐禅から公案を切り離して用いられていたのであり、決して公案禅の否定ではないことを述べている。

『宝慶記』に関しては、道元禅師の問とそれに対する如淨の答の中から、教外別伝と一仏法、自知即正覚、『首楞嚴經』と『圓覺經』、長髮・長爪について取り上げている。『宝慶記』の各段はおおよそ年代順に排列されているとするが、その前半には拝問（道元禅師の質問）の三分の二が現れており、後半は如淨の自発的垂示が大多數となる。この前半に記されている禅師の質問こそ、長らく禅師が懐きつづけてきた疑問や、宋での見聞によつて生じた新たな疑問であるとするが、これらの疑問は何なのか、それらが如淨の答えによってどのように解決され、それが禅師の思想に如何なる影響を与えているのかについて論じている。

「第六章『正法眼蔵』の語法の特徴」は、『正法眼蔵聞書抄』（『聞書抄』）をとおして、『正法眼蔵』の語法の特徴をみよとしたものである。結論において、

『聞書抄』の注釈の基本的態度は、仏の側に立ち、諸法をみな仏法であると見ているところにあつた。それ故「全機」「一方を証するときは一方はくらし」「一法究竟」「一法獨立」等の道理で相対するものを否定するのであるが、それが、『正法眼蔵』の否定的表現、疑問詞と疑問の助詞、打返しの表現、数量表現の解釈に表れてくるのである。否定的表現では、否定の意味を表

す語とはしないで、「一方を証するときは一方はくらし」の「くらし」の語の働きをするものとして捉えている。疑問詞と疑問

の助詞を用いた表現では、それらを「いかなるも」の意味に解しているが、いかなるもAであるというよつに「一法究竟」を表しているのである。また、打返しの表現では、語句の順を打返すことによって、能所彼此等の相対を否定するのであるが、それは「一法究竟」の道理に通じるものである。数量表現はそれほど明確に解釈の特徴を見ることは出来なかつたが、敢えて言えば、「一」は「二者の不二同一」、或いはそのもののみであることを表し、やはりこれも相対するものを否定しているのである。「聞書抄」のこうした解釈が、『正法眼藏』の正しい理解に繋がるものかどうかは別問題であると言えるかもしれないが、詮慧とその弟子においてはこのように解釈していたのであり、詮慧は道元禪師が二人しか認めなかつた法嗣の一人であるということを考えると、必ずしもその解釈が大きく外れているとは言えないのではないであろうか。（六八三—六八四頁）

さて、本書は、以上のような六章によつて、歴史的・書誌学的・思想的分野から道元禪を考察している。著者が言うよつに、これで道元禪のすべてが明らかになつたわけではないであろうし、多くの欠落した部分について自ら不備を述べているが、それにしても、難解な道元禪師研究において、一人の研究者によって、歴史的・書誌学的・思想的研究の全てを網羅的に研究することは、不可能に近いことを思うと、一九七六年頃より本格的に始まつたと思われる著者の道元禪師研究において、二十年ほどの間に、禪師に関わる研究の、これだけの広範囲にわたつて、それも極めて綿密に、著者独自の方法論を取り入れた研究が行われてきたことは、同じ道元禪師研究者として驚くべきことである。著者は、

本研究は道元禪の総合的研究を目指しながら、不十分なものでありますことは承知している。しかし、これまでの筆者のささやかな研究を、このよつた形でまとめて提示することによつて一つとまとめている。著者はこれまで、『聞書抄』の『正法眼藏』解釈についていくつかの論文を発表しているが、それをまとめたのが本章である。著者はもちろん道元禪研究の権威であるが、『聞書抄』の宗学的研究では第一人者であり、『聞書抄』のいくつかの卷については現代語訳を行い成果を発表している。山内舜雄博士に、大著『正法眼藏聞書抄の研究』七巻があるが、この研究は天台学の立場よりも強く望んでいる。

（伊藤秀憲著『道元禪研究』、全七一〇頁、一九九八年一二月二一日発行、A5版、定価一四、〇〇〇円）